

# 平成23年第3回定例会 健康福祉病院常任委員会

## 共管事項説明資料

### 【議案補充説明資料】

	頁数
1 議案第44号 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る 重要な財産を定める条例案について . . . . .	1
2 議案第45号 地方独立行政法人三重県立総合医療センターへの職 員の引継ぎに関する条例案について . . . . .	2
3 議案第46号 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立 に伴う関係条例の整備に関する条例案について . . . . .	3
4 議案第75号 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに承継 させる権利について . . . . .	4
5 議案第76号 地方独立行政法人三重県立総合医療センター定款の 一部変更について . . . . .	7

### 【所管事項説明資料】

	頁数
1 県立病院改革関係	
(1) 地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画（素案）に ついて . . . . .	8
【別冊】地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画（素案） 及び評価委員会からの意見	
(2) 志摩病院への指定管理者制度導入にかかる住民説明会の開催結果 について . . . . .	13
2 その他共管事項	
(1) 一志病院における総合医（家庭医）の育成拠点整備について . . . . .	15

平成23年12月8日  
健康福祉部・病院事業庁

## 1 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例案について

### 1 制定理由

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、地方独立行政法人法第44条第1項に規定する設立団体の長の認可が必要となる重要な財産を定めるものです。

#### ○ 地方独立行政法人法

(財産の処分等の制限)

第44条 地方独立行政法人は、条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。

#### 2 (略)

### 2 主な内容

地方独立行政法人三重県立総合医療センターは、予定価格等が7,000万円以上の不動産(土地については、1件20,000㎡以上のものに限る。)若しくは動産又は不動産の信託の受益権を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、知事の認可を受けなければならないものとします。

### 3 施行期日

平成24年4月1日

## 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センターへの職員の引継ぎに関する条例案について

### 1 制定理由

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、地方独立行政法人法第59条第1項に規定する職員の引継ぎの対象となる県の内部組織を定めるものです。

#### ○ 地方独立行政法人法 (職員の引継ぎ等)

第59条 移行型特定地方独立行政法人(特定地方独立行政法人であってその成立の前日において現に設立団体が行っている業務に相当する業務を当該特定地方独立行政法人の成立の日以後行うものをいう。以下この章において同じ。)の成立の際、現に設立団体の内部組織で当該移行型特定地方独立行政法人の業務に相当する業務を行うもののうち当該設立団体の条例で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、当該移行型特定地方独立行政法人の成立の日において当該移行型特定地方独立行政法人の相当の職員となるものとする。

#### 2 (略)

### 2 主な内容

地方独立行政法人三重県立総合医療センターに職員を引継ぐ対象となる県の内部組織は、三重県立総合医療センターとするものです。

### 3 施行期日

平成24年4月1日

### 3 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例案について

#### 1 制定理由

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、関係条例の規定を整備するものです。

#### 2 主な内容

(1) 次の関係条例の規定を特定地方独立行政法人の職員にも適用できるように規定を整備します。

- ①職務に専念する義務の特例に関する条例
- ②職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- ③職員の分限に関する条例
- ④職員の定年等に関する条例
- ⑤外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- ⑥職員の育児休業等に関する条例
- ⑦職員の再任用に関する条例
- ⑧一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(2) 職員の給与に関する条例

特定地方独立行政法人に派遣されていた役職員が引き続き職員となった場合に、単身赴任手当等の支給の対象となるよう規定を整備します。

(3) 公立学校職員の給与に関する条例

特定地方独立行政法人に派遣されていた役職員が引き続き公立学校職員となった場合に、単身赴任手当等の支給の対象となるよう規定を整備します。

(4) 三重県病院事業条例

三重県立総合医療センターに関する規定を削ります。

(5) 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

特定地方独立行政法人に派遣されていた役職員が引き続き企業庁企業職員となった場合に、単身赴任手当の支給の対象となるよう規定を整備します。

(6) 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

特定地方独立行政法人に派遣されていた役職員が引き続き病院事業庁企業職員となった場合に、単身赴任手当の支給の対象となるよう規定を整備します。

#### 3 施行期日

平成24年4月1日

## 4 地方独立行政法人三重県立総合医療センターに承継させる権利について

### 1 提案理由

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、地方独立行政法人法第66条第1項に規定する当該法人へ承継させる権利を定めるものです。

地方独立行政法人三重県立総合医療センターに承継させる権利を定めようとするときは、地方独立行政法人法施行令第9条の規定により議会の議決を要するため、この議案を提出するものです。

#### ○地方独立行政法人法

(権利義務の承継等)

第66条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務（当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。）のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時ににおいて当該移行型地方独立行政法人が承継する。

#### ○地方独立行政法人法施行令

(権利の承継に係る議会の議決)

第9条 設立団体の長は、法第66条第1項の規定により移行型地方独立行政法人（法第61条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。）に承継させる権利（地方自治法第237条第1項に規定する財産に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

### 2 主な内容

土地、建物（別表のとおり）及び平成24年3月31日において三重県病院事業会計に属する公有財産（土地、建物を除く。）、物品及び債権のうち、三重県立総合医療センターにかかるものを承継させるものとします。

【議案補充説明】 議案第75号

別表

1 土地

所在地	地積 (㎡)	評価額 (円)
四日市市大字泊村字内谷 1050 番 75	443.05	1,850,000,000
四日市市大字泊村字内谷 1050 番 78	4,273.81	
四日市市大字泊村字内谷 1050 番 92	67.59	
四日市市大字泊村字内谷 1102 番 2	31.66	
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 10	3,276.02	
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 28	1,063.49	
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 41	6,449.55	
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 49	1,909.46	
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 53	400.00	
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 54	654.00	
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 55	532.00	
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	28,826.55	
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 135	457.34	
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 137	44.00	
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 138	837.00	
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 139	25.62	
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 140	104.64	
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 144	238.44	
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 148	16.00	
四日市市大字日永字明德谷 5469 番 6	109.00	17,800,000
四日市市大字日永字明德谷 5469 番 7	961.00	
四日市市大字日永字明德谷 5470 番 2	24.00	154,000,000
四日市市大字泊村字内谷 1050 番 68	5,832.39	
四日市市大字泊村字内谷 1050 番 84	15.00	
四日市市大字泊村字内谷 1050 番 85	150.00	
四日市市大字泊村字内谷 1050 番 88	12.58	17,800,000
四日市市大字日永字明德谷 5450 番 66	294.00	
四日市市大字日永字口山 5380 番 8	2,121.42	
四日市市大字日永字口山 5380 番 166	1,553.38	154,000,000

別表

2 建物

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	評価額 (円)
病院本館	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	25,850.94	4,812,009,118
西棟	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	1,840.67	273,343,003
手術棟	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	400.22	131,546,005
排水処理棟	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	144.14	33,762,000
R I 検査排水処理棟	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	116.59	19,283,000
マニホール棟	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	75.00	12,200,002
ポンプ棟	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	57.00	19,200,004
車庫	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	46.95	223,000
看護師宿舎 (1 棟)	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	588.00	84,100,011
看護師宿舎 (2 棟)	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 132	514.50	73,600,000
看護師宿舎 (3 棟)	四日市市大字日永字明德谷 5469 番 7	588.00	84,100,000
院内保育所	四日市市大字日永字明德谷 5450 番 54	233.39	30,400,009
医師公舎	四日市市大字泊村字内谷 1050 番 68	490.86	67,000,009

## 5 地方独立行政法人三重県立総合医療センター一定款の一部変更について

### 1 提案理由

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴い、地方独立行政法人法第7条の規定により定めた定款について、その一部を変更するものです。

地方独立行政法人の定款の変更については、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により議会の議決を要するため、この議案を提出するものです。

#### ○地方独立行政法人法

##### (設立)

第7条 地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあっては総務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。

##### (定款)

#### 第8条

##### 1 (略)

2 定款（前項第五号に掲げる事項を除く。）の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

##### 3 (略)

### 2 主な内容

定款第20条第2項別表に規定する当該法人に承継される権利に係る財産のうち、建物について、承継に係る登記の整備に伴い、施設の延床面積及び区分の変更並びに追加を行うものです。



## 【所管事項説明】

### 1 県立病院改革関係

#### (1) 地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期計画（素案）について

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条第1項の規定により、地方独立行政法人は、知事から指示を受けた中期目標に基づき、当該中期目標を達成するために、中期計画を定め、知事の認可を受けなければならないとされています。

なお、知事は中期計画の認可をするに当たっては、法第26条第3項の規定により、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、法第83条第3項の規定により議会の議決を経る必要があります。

#### 1 中期目標と中期計画の相違

中期目標については、中期目標期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標として定め、法人に指示するものです。

一方、中期計画については、中期目標として指示された目標を達成するための具体的計画を法人自らが定めるもので、法人は自ら定めたその計画に従い、自主性・自律性をもって業務を実施するものです。

#### 2 中期計画に定める事項

中期計画には、法第26条第2項の規定に基づき、次の事項を定める必要があります。また、公営企業型地方独立行政法人は、法第83条第2項の規定に基づき、「料金」に関する事項についても定める必要があります。（資料1参照）

- (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- (4) 短期借入金の限度額
- (5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (6) 剰余金の使途
- (7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

#### 3 県立総合医療センターにおける策定状況

県における中期目標の策定を受け、総合医療センター内で、院長と職員とのフリートークでの各職員の意見聴取、各部門長等で構成する中期計画策定委員会での検討を踏まえ、地方独立行政法人県立総合医療センター設立準備会議において中期計画（素案）の策定を行い、評価委員会に諮ったところです。

## 【所管事項説明】

### 4 評価委員会での検討状況

1 1月9日（水）に評価委員会を開催し、中期計画（素案）について検討を行いました。（別冊2参照）

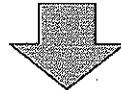
なお、評価委員会の意見、常任委員会の意見を踏まえ、再度県立総合医療センターにおいて内容検討のうえ、素案を修正し、引き続き評価委員会の意見、議会の意見を聴きながら内容を精査していくこととしています。

### 5 今後の予定

平成24年1月～2月	評価委員会において引き続き検討
3月	県議会に中期計画(案)を報告
4月1日(日)	法人から知事に中期計画認可申請
4月	中期計画を議案として提出、採決

地方独立行政法人の中期目標・中期計画の位置付け

県	<b>中期目標</b> (法第25条)
	■地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(3~5年) ①法人が中期計画を策定する際の指針 ②法人の業務実績を評価する際の基準 ■評価委員会の意見を聴くとともに、県議会の議決を経て、知事が定め、法人に指示



法人	<b>中期計画</b> (法第26条・83条)
	■中期目標を達成するための具体的な計画(3~5年) ■法人が定め、知事に認可申請 ■評価委員会の意見を聴くとともに、県議会の議決を経て、知事が認可
	<b>年度計画</b> (法第27条)
	■中期計画に基づく当該事業年度の業務運営に関する計画(毎事業年度) ■法人が定め、知事に届け出

【法定記載事項】

	中期目標(県)	中期計画(法人)
①	中期目標の期間	—
②	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
③	業務運営の改善及び効率化に関する事項	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
④	財務内容の改善に関する事項	予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
		短期借入金の限度額
		重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
		剰余金の用途
		料金に関する事項
⑤	その他業務運営に関する重要事項	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

【所管事項説明】

〔参考〕 地方独立行政法人三重県立総合医療センターの財産的基礎について

開始貸借対照表 (平成24年4月1日時点)

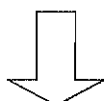
地方独立行政法人三重県立総合医療センターの開始貸借対照表については、10月6日の常任委員会において、平成22年度決算ベースの予定開始貸借対照表を提示しましたが、それ以降、土地、建物等の不動産鑑定評価や、法人に移行する職員予定数に基づく退職給与引当金の精査などを行ってきました。

これらを含め、平成23年度決算見込み(12月補正予算反映)ベースの予定開始貸借対照表を作成(試算)すると、次のとおりとなります。

◆平成22年度決算ベース

(単位：百万円)

固定資産	10,588	固定負債	15,424
うち土地	2,227	うち地方債償還債務	12,119
うち建物	5,400	うち退職給与引当金	2,610
うち構築物	388	うち資産見返負債	695
うち器械備品	2,379	流動負債	920
流動資産	6,025	負債計	16,343
うち現金預金	4,604	資本	270
資産計	16,613	負債・資本計	16,613



◆平成23年度決算見込みベース

(単位：百万円)

固定資産	10,347	固定負債	11,986
うち土地	2,196	うち地方債償還債務	9,491
うち建物	5,641	うち退職給与引当金	2,228
うち構築物	290	うち資産見返負債	267
うち器械備品	1,928	流動負債	826
流動資産	3,346	負債計	12,812
うち現金預金	2,008	資本	881
資産計	13,693	負債・資本計	13,693

【所管事項説明】

《主な増減要因》

不動産鑑定評価（112百万円の資本増）

・土地	固定資産	31百万円減	（資本減）
・建物	固定資産	240百万円増	（資本増）
・構築物	固定資産	97百万円減	（資本減）

器械備品の評価（450百万円の資本減）

・医療器械等	固定資産	450百万円減	
--------	------	---------	--

企業債の繰上償還（資本の増減なし）

・元金償還による現金預金の減	流動資産	2,461百万円減	（資本減）
・元金償還による地方債償還債務の減	固定負債	2,461百万円減	（資本増）

退職給与引当金（382百万円の資本増）

・移行職員の減少による引当金の減	固定負債	382百万円減	
------------------	------	---------	--

資産見返負債の精査（427百万円の資本増）

・医療器械等の評価減に伴う	資産見返負債の減	固定負債	427百万円減
---------------	----------	------	---------

資本剰余金（517百万円の資本増）

・県費負担金受入による資本の増	資本	517百万円増	
-----------------	----	---------	--

平成23年度収支見込み（382百万円の資本減）

・赤字収支の見込みによる資本の減	資本	382百万円減	
------------------	----	---------	--

※金額については、四捨五入の関係で差引、合計が一致しない場合があります。

【所管事項説明】

(2) 志摩病院への指定管理者制度導入にかかる住民説明会の開催結果について

- 1 日時 平成23年11月9日(水) 19時00分～20時50分
- 2 場所 志摩市 阿児アリーナ ベイホール
- 3 主催 三重県健康福祉部・病院事業庁、公益社団法人 地域医療振興協会
- 4 出席者 県・病院事業庁  
南 病院事業庁長、稲垣 健康福祉部理事、  
小西 志摩病院院長、野村 志摩病院参事兼運営調整部長 ほか  
公益社団法人地域医療振興協会  
吉新 理事長、岡本 医療企画部長 ほか
- 5 来場者 約350名
- 6 説明内容
  - (1) 指定管理者制度導入にかかる経緯・経過について【県・病院事業庁】
    - ・「県立病院改革に関する基本方針」の策定から、指定管理者の募集、選定委員会による調査審議、指定管理者の指定、基本協定締結に至るまでの経緯・経過
  - (2) 県立志摩病院の現況について【病院事業庁(志摩病院)】
    - ・診療体制の現状と課題
    - ・救急患者の受入状況
    - ・東日本大震災への医療支援
    - ・指定管理者による医師の前倒し配置
  - (3) 指定管理による病院運営について【地域医療振興協会】
    - ・地域医療振興協会の組織・事業の概要
    - ・病院運営に関する基本的な考え方

〔要旨〕

    - 平成24年度の運営のポイントは、救急・総合診療科の設置、救急医療体制の整備などである。
    - 全国で約50の施設を運営しており、それぞれ地域の実情を十分勘案して対応している。志摩においても同様の対応をしていく。
    - 小児・周産期医療については、概ね3年間かけて入院診療に対応できる体制を作っていく。
    - 将来的には、県南部の医療も支援していけるような病院にしていきたい。

## 【所管事項説明】

### 7 主な質疑応答

#### 質問

- ・ これまでいろいろと意見を言ってきたが、決まった以上はこれに従い対応していきたい。県、県議会、選定委員会の皆さんの努力に大変感謝している。地域医療振興協会には、感謝するとともに大きな期待を抱いている。
- ・ 基本協定の実現が最も重要であり、3年ではなく1日も早く実現できるよう努力してほしい。

#### 回答（地域医療振興協会）

- ・ 1日も早い回復・充実については、同じ気持ちであり、実現に向け一生懸命努力していく。
- ・ 東京から若い研修医や指導医を呼び寄せながら、救急を中心としたニーズに応じていきたい。

#### 質問

- ・ 病院の機能回復のために、住民にどうしてほしいか教えてほしい。

#### 回答（地域医療振興協会）

- ・ 医者と患者の関係が良くなればなるほど良い病院になる。病院を大事にしていれば医師も一生懸命になる。我々も住民を向いて仕事をしていく。

#### 質問

- ・ 住民と定期的に意見交換できる場を設けてほしい。

#### 回答（病院事業庁）

- ・ 住民との意見交換会については、病院事業庁が主催し、その場に指定管理者が同席することを基本協定で規定している。

#### 質問

- ・ 救急対応が不十分な状況にあるが、解消できるか。

#### 回答（地域医療振興協会）

- ・ 百貨店のようにすべての専門医を置くことはできない。救急・総合診療科に内科にも外科にも対応できるようトレーニングした医師を日中・夜間に配置して対応していく。

#### 質問

- ・ 現在、内科は完全紹介制だが、紹介状無しの受診が可能になるのか。

#### 回答（地域医療振興協会）

- ・ 完全紹介制については、地元医師会等の関係者と協議していくが、しばらく続くことになる。なるべく入院、手術、救急業務に集中させるための措置であり、御理解願いたい。

## 【所管事項説明】

### 2 その他共管事項

#### (1) 一志病院における総合医（家庭医）の育成拠点整備について

##### 1 一志病院における家庭医療の取組について

現在、一志病院は、三重大学と連携し、総合医（家庭医）を中心とした診療体制による幅広い診療や健康教室の開催、さらには、訪問診療・看護の充実など、家庭医療の実践を前提とした、より地域に密着した取組を積極的に進めています。

また、三重大学（家庭医療学教室）の教育・研修に協力する医療機関として、卒前・卒後医学教育の一部を担っています。

##### 2 三重大学を中心とした総合医（家庭医）の育成に係る拠点整備について

今回、三重大学からの提案により、地域医療再生計画（拡充分）において、複数の診療科（全身）を診療できる総合医（家庭医）の人材育成を行う拠点整備（三重・地域家庭医育成拠点整備事業）を進めることとしています。

本事業は、三重大学と地域の医療機関等がネットワークを構築し、これらの場所で学生や研修医等に教育・研修を行うことにより、地域医療を担う総合医（家庭医）の育成を図ることを目的としており、三重大学においては、一志病院を対象施設（育成拠点）の1つとして、検討が行われています。

##### 3 一志病院における総合医（家庭医）育成の拠点整備について

総合医（家庭医）の育成拠点整備については、三重大学において県内2～3箇所として計画され、現在、その詳細についての検討・調整が進められています。県（健康福祉部）としては、このような三重大学の取組が、地域医療における医師確保対策としても重要であることから、病院事業庁と連携し、一志病院を総合医（家庭医）の育成拠点の1つとして、整備・運営する方向で協力することとしました。

##### 4 一志病院における平成24年度の整備内容等について

###### (1) 整備内容（平成24年度当初予算要求）

学生や研修医等の教育環境の整備として、カンファレンスルームや宿泊室（4室）を確保するための施設改修、テレビ会議システムの導入などを行います。

改修場所：現在休床中の3階病棟を予定

学生や研修医等の宿泊室は、個室病室の改修で確保

事業費：20,671千円 ※うち1/2は地域医療再生臨時特例基金を活用

（施設改修・テレビ会議システム整備：19,442千円、その他経費1,229千円）

###### (2) 教育活動

三重大学から派遣される指導医を中心として、大学の策定したカリキュラム等を基本に、訪問診療や健康教室などの一志病院の特色も生かしながら教育活動を推進していくことが予定されています。